

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18			事業改善命令		平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。事業の適正な運営が著しく阻害されている事実が認められた。	12	
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	岡山支店	岡山県岡山市北区花尻きょう町16-109	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	倉敷支店	岡山県倉敷市三田字八反地281-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1

20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	東広島支店	広島県東広島市鏡山3丁目20-6	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	広島支店	広島県広島市中区光南6丁目3-13	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月10日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	広島西支店	広島県広島市西区草津港2丁目7-2	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月26日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1

20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	福山支店	広島県福山市東川口町1丁目4-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	山口支店	山口県山口市江崎2910-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月26日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1

20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目1-18	周南支店	山口県下松市瑞穂町4丁目1-13	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目1-18	鳥取支店	鳥取県鳥取市千代水3丁目78	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目1-18	米子支店	鳥取県米子市両三柳866-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	2

20190123	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 法人番号(4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	松江支店	島根県松江市西川津町4181	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法第25条第1項	平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として、平成30年10月24日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	12	1
20190131	株式会社中国トラック 法人番号(1240001006748) 代表者寺迫正男	広島県広島市西区草津港2丁目5-32	広島営業所	広島県広島市南区宇品海岸3丁目9-15	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	過去1年以内における当該営業所に係る駐停車違反件数が3件に達したことを端緒として、平成31年1月31日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0